

農薬取締法

農薬は、農産物の安定供給、農作業にかかる労力の軽減等のために必要なものです。しかし、その品質や使用方法などによっては、生物や環境に悪い影響を及ぼす可能性もあります。**農薬取締法**は、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用を確保するために、農薬の登録制度を設けるとともに、販売および使用に係る規制等を行っています。

農薬取締法における「農薬」とは、農作物等¹⁾を害する病害虫²⁾の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤などの薬剤³⁾、および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいいます。農作物等の病害虫を防除するために利用される天敵も、「農薬」とみなされます。農作物等を加害しない衛生害虫（ゴキブリ、蚊、ハエなど）や不快害虫（蟻、ムカデなど）の防除に用いる殺虫剤は、農作物等の保護のために使われるのではないことから、農薬と同じ有効成分であったとしても、**農薬取締法**における「農薬」には該当しません⁴⁾。

農薬は、農林水産大臣の登録を受けたものでなければ、原則として製造、輸入、販売、使用することができません⁵⁾。農林水産大臣の登録を受けるためには、農作物に対する効果・薬害のほか、農薬を使用する人や農作物を食べる人に対する安全性、環境への影響などについて、多くの試験を実施し評価を受ける必要があります。登録にあたっては農林水産省、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、環境省がそれぞれの観点から基準の設定などを行います。また、一度登録された農薬でも、3年ごとに見直しが行われます。

登録された農薬には登録番号が記載されるとと

もに、使用者が守らなければならない使用基準（使用できる作物、使用濃度・量、使用時期・回数等）、使用上の注意等がラベルに表示されており、農家などの事業者だけでなく、家庭菜園や庭の草花に使用する消費者も、これを遵守しなければなりません。農薬として登録されていないものや、駐車場等の除草に用いる非農耕地専用除草剤⁶⁾などを農耕地や農作物に使うことは、認められていません。

一方、食品中の残留農薬については、**食品衛生法**で残留農薬基準値が定められており、基準値を超える食品は、国産・輸入を問わず販売が禁止されています。**農薬取締法**に基づく規制が行われているため、登録を受けた農薬がラベルに従って適正に使用されていれば、残留農薬基準値を超えない仕組みになっています。



【注】

- 1) 人が栽培している植物のすべてを指し、稲、野菜、果樹はもちろん、鑑賞の目的で栽培している樹木、盆栽、草花、ゴルフ場や公園の芝生、街路樹、山林樹木も含まれます。
- 2) 菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスをいいます。
- 3) その薬剤を原料または材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものも含まれます。
- 4) 衛生害虫用殺虫剤については、薬事法で規制されています。家庭用不快害虫用殺虫剤については、生活害虫防除剤協議会による自主基準が定められています。
- 5) 特定農薬（その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬）等の例外があります。
- 6) 非農耕地用除草剤には、農耕地には使用できない旨を容器等に表示することが義務づけられています。

★ 詳しくは…

農林水産省「農薬コーナー」
<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>
 独立行政法人農林水産消費安全技術センター「農薬検査関係」
<http://www.acis.famic.go.jp/>
 農薬工業会
<http://www.jcpa.or.jp/>